

平成27年9月3日（1）

開議 10時00分

## ○議長 磯永優二君

皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は、12名であります。

これより、平成27年第5回豊前市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で協議のとおり、本日から9月25日までの23日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は、23日間と決定いたしました。

続きまして、日程第2 会議録署名議員の指名をおこないます。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、4番 鈴木正博議員、11番 爪丸裕和議員を指名いたします。

日程第3 諸般の報告をいたします。

監査委員より、平成27年5月分から平成27年7月分までの出納例月検査の報告が届いております。各報告書につきましては、事務局にて保管しておりますので、御了承願います。

以上で、報告を終わります。

日程第4 議案の上程をおこない、提案理由の説明を受けることにいたします。

今定例会には、市長から、議案19件、報告8件、合計27件が提出されております。

これらを一括上程し、議題といたします。

それでは、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

## ○市長 後藤元秀君

皆さん、おはようございます。それでは、ただいまより提案理由の説明を申し上げます。

本日ここに平成27年第5回豊前市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私共に御多用のところ、御臨席を賜り、誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

本議会に提案いたしました議案は、条例案件5件、予算案件2件、決算案件10件、その他の案件2件、報告案件8件の計27件であります。

それでは、議案の順序により御説明申し上げます。

議案第48号は、豊前市個人情報保護条例の一部改正についてであります。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、関係規定を整備するものであります。

議案第49号は、豊前市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてであります。

被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整備するものであります。

議案第50号は、豊前市退職手当支給条例の一部改正についてであります。

被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整備するものであります。

議案第51号は、豊前市手数料条例の一部改正についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う手数料の額の明示について、関係規定を整備するものであります。

議案第52号は、豊前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、実施機関内での個人番号の独自利用及び庁内連携並びに自治体内における他の機関への特定個人情報の提供等に関して、関係規定を整備するものであります。

議案第53号は、市道路線の認定についてであります。

道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するにあたり、同条第2項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

議案第54号は、市道路線の廃止についてであります。

道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線を廃止するにあたり、同条第3項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

議案第55号は、平成27年度豊前市一般会計補正予算第1号であります。

今回の補正予算は、市政運営上、緊急に必要とされる経費等について、所要の措置をいたしたところであります。

その補正額は1億3828万3000円で、補正後の予算総額は118億9798万3000円であります。歳出補正の概要について、御説明申し上げます。

2款総務費に、1207万6000円の補正であります。その主なものは、コミュニティ助成事業補助金500万円、市制60周年記念事業270万円の補正であります。

3款民生費に、989万8000円の補正であります。その主なものは、臨時福祉給付金等給付事業832万2000円、障害者計画策定に157万6000円の補正であります。

6款農林水産業費に5330万8000円の補正であります。その主なものは、山村振興事業1063万8000円、水産振興施設整備事業3467万4000円の補正であり

ます。

7款商工費に471万6000円の補正であります。その主なものは、豊前市観光協会補助金437万円の補正であります。

8款土木費に4454万5000円の補正であります。その主なものは、道路一般単独事業2247万8000円、道路補修費1545万1000円、橋梁新設改良事業365万2000円の補正であります。

9款消防費に防災用備品200万円の補正であります。

10款教育費に1174万円の補正であります。その主なものは、中学校体育館天井等改修事業980万円、総合文化施設費134万円の補正であります。

この補正予算の財源は、歳出補正に伴う、国・県支出金等の特定財源のほか、一般財源として、平成26年度繰越金、地方交付税を、それぞれ措置したところであります。

議案第56号は、平成27年度豊前市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号であります。

補正額は1404万8000円で、退職者医療交付金返還金によるものであります。

議案第57号から第63号までは、平成26年度の決算の認定に関する議案であります。

同議案に係る一般会計のほか6特別会計の主要施策の概要及び成果等につきましては、別冊に記述のとおりでありますので、詳細の説明は省略させていただき、会計別の決算等について、その概要を申し上げます。

議案第57号 豊前市一般会計の最終予算額は、123億3809万1120円であります。

これに対し、歳入決算額は116億3081万6925円で、予算に対する収入率は、94.3%、歳出決算額は、114億7665万1570円で、対予算の執行率は、93.0%、歳入歳出差引1億5416万5355円の形式黒字となっておりますが、翌年度への繰越財源を差し引いた実質収支額は、6883万7355円の黒字決算となっております。

この内、4000万円は、地方自治法第233条2、及び財政調整基金条例第2条第1項の規定に基づき、積立をいたしております。ただし、経常収支比率につきましては、95.8%となり、一段の財政の硬直化が進み、今後の財政運営に影響を及ぼす可能性があります。

議案第58号 豊前市国民健康保険事業特別会計の最終予算額は、40億1070万2000円あります。

これに対し、歳入決算額は、35億702万4746円で、予算に対する収入率は87.4%、歳出決算額は、35億109万9072円で、対予算の執行率は87.3%、歳入歳出差引592万5674円の黒字で、翌年度繰越金となっております。

議案第59号 豊前市後期高齢者医療事業特別会計の最終予算額は、4億4965万8

000円であります。

これに対し、歳入決算額は4億4383万8524円で、予算に対する収入率は、98.7%、歳出決算額は4億2899万904円で、対予算の執行率は95.4%、歳入歳出差引1484万7620円の黒字で、翌年度繰越金となっています。

議案第60号 豊前市住宅新築資金等貸付事業特別会計の最終予算額は、2926万9000円であります。

これに対し、歳入決算額は252万2044円で、予算に対する収入率は8.6%、歳出決算額は2868万656円で、対予算の執行率は98.0%、歳入歳出差引2615万8612円の歳入不足となっておりますので、翌年度より繰上充用いたしております。

議案第61号 豊前市営駐車場事業特別会計の最終予算額は、860万円であります。

これに対し、歳入決算額は1040万4349円で、予算に対する収入率は121.0%、歳出決算額は661万151円で、対予算の執行率は76.9%、歳入歳出差引379万4198円の黒字で、翌年度繰越金となっています。

議案第62号 豊前市バス事業特別会計の最終予算額は、3708万2000円であります。

これに対し、歳入決算額は3691万8776円で、予算に対する収入率は99.6%、歳出決算額は3691万8776円で、対予算の執行率は99.6%で、歳入歳出は同額となっております。

議案第63号 豊前市工業用地造成事業特別会計の最終予算額は、3億3915万1000円あります。

これに対し、歳入決算額は2億2705万4574円で、予算に対する収入率は66.9%、歳出決算額は2億2697万4574円で、対予算の執行率は66.9%、歳入歳出差引8万円の形式黒字となっておりますが、全額を翌年度への繰越財源としたため、実質収支額は0円となっております。

議案第64号は、豊前市水道事業会計の平成26年度決算は、収益的収支では、収入6億1331万2377円に対し、支出5億6635万842円であり、消費税を除いた当年度純利益は、4276万6702円となっています。

なお、営業外収入につきましては、当年度他会計補助金及び長期前受金戻入による収益であります。

また、資本的収支では、収入6832万9700円に対し、支出1億4775万7259円であり、差引7942万7559円の不足が生じておりますが、この不足額につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額398万593円、過年度分損益勘定留保資金7554万6966円で補填したところであります。

事業面では、配水管布設工事、東九州自動車道関連工事、漏水防水対策も含めた配水管

布設替工事、老朽化した取水設備の改修等、9工事で工事延長、351.7メートルを実施いたしました。また、第8期拡張事業につきましては、5工事で工事延長1006.9メートルを実施いたしました。

今後とも、なお一層の効率的な経営に向け、企業努力をしてまいる所存であります。

続いて、剰余金の処分についてであります。

平成26年度豊前市水道事業会計の当年度未処分利益剰余金、1億7619万6263円のうち、地方公営企業会計制度の改正による、1億3342万9561円については、自己資本金に組み入れるものであります。

また既に除却されていた等の理由により、資産の財源に関連付けできなかった資本剰余金、2681万9687円についても、同様に自己資本金に組み入れるものであります。

議案第66号 豊前市下水道事業特別会計の決算であります。

まず、豊前市公共下水道事業について、平成26年度決算は、収益的収支では、収入4億5126万8656円に対し、支出4億7611万1445円であり、消費税を除いた当年度純損失は、3246万2147円となっております。

なお、営業外収入につきましては、当年度他会計補助金及び長期前受金戻入による収益であります。

諸経費の節減に努めましたが、支出の主な要因は、有形固定資産の減価償却費によるものであります。

また、資本的収支では、収入2億3065万3400円に対し、支出4億3568万4712円であり、差し引き2億503万1312円の不足が生じておりますが、この不足額につきましては、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、3万4725円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、303万4460円、過年度分損益勘定留保資金、2億146万2127円、繰越工事資金、50万円を補填したところであります。

事業面では、污水管渠布設等4工事、工事延長304.6メートル、浄化センター建設工事及び浄化センター長寿命化計画策定業務委託等を実施いたしました。

続いて、豊前市農業集落排水施設事業について、平成26年度決算は、収益的収支では、収入2644万3426円に対し、支出3289万4184円であり、消費税を除いた当年度分純損失は、645万758円となっております。

なお、営業外収入につきましては、当年度分他会計補助金による収益であります。

諸経費の節減に努めましたが、支出の主な要因は、有形固定資産の減価償却費によるものであります。

また、資本的支出では、支出1311万2108円であり、同額の不足が生じておりますが、この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金、1311万2108円で

補填したところであります。

今後とも、なお一層の効率的な経営に向け、企業努力をしまいる所存であります。

議案第67号 豊前市東部地区工業用水道事業会計の平成26年度決算は、収益的収支では、収入2791万4380円に対し、支出2910万6818円であり、消費税を除いた当年度分純損失は、119万2438円となっています。

なお、営業外収入につきましては、業務受託収益及び長期前受金戻入による収益であります。

また資本的収支では、収入440万2412円に対し、支出440万2412円であり、不足は生じておりません。

報告第5号は、訴えの提起の専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、訴えの提起等について専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものであります。

報告第6号は、平成26年度豊前市下水道事業特別会計（豊前市公共下水道事業）継続費精算報告についてであります。

地方公営企業法施行令第18条の2第2項の前段の規定による継続費の精算をしたので、同項後段の規定により、報告するものであります。

報告第7号は、平成26年度豊前市の財政の健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて報告するものであります。

健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも国の早期健全化基準を大きく下回っており、健全な財政状況にあると判断されました。

報告第8号は、平成26年度豊前市工業用地造成事業特別会計の資金不足比率について、報告第9号は、平成26年度豊前市水道事業会計の資金不足比率について、報告第10号は、平成26年度豊前市下水道事業特別会計の資金不足比率について、報告第11号は、平成26年度豊前市東部地区工業用水道事業会計の資金不足比率についてであります。

各会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙、監査委員の意見を付けて報告するものであります。

各会計における資金不足比率については、資金不足を生じた会計がないため、いずれも経営健全化基準に該当しておりません。

報告第12号は、豊前市土地開発公社の平成26年度事業及び決算並びに平成27年度事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告するものであります。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、いずれの議案も市政運営上緊

急かつ必要な案件でありますので、議員各位には、慎重に御審議の上、すみやかに御議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

終わります。

### ○議長 磯永優二君

以上で、議案の上程、並びに提案理由の説明を終わります。

次に、今定例会に提案されております決算認定案件に関し、監査委員に審査の概要についての報告を求めます。

初山監査委員。

### ○監査委員 初山吉治君

それでは、平成26年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算審査報告をいたします。

審査は、市長から提出されました各会計の歳入歳出決算書、その他、付属書類等をもとに、本年の6月1日から8月14日まで、鈴木監査委員とともに実施いたしました。

各会計の決算書及び関係書類の合规性、法令等に従っておこなわれているかどうかですが、合规性及び計数の正確性、並びに決算収支の状況などに主眼を置き、関係諸帳簿との照合、点検、あるいは内容の検討などを主体におこないました。

審査に付されました各決算書は、関係法令に準拠して作成されており、決算計数は、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、各決算書は適正と認められました。

また予算の執行状況も、所期の目的に従って、おおむね効率的に執行されているものと認められました。

詳細につきましては、お手元に配付されております意見書等に記載しておりますので、省略させていただきますが、2点ほど、意見として述べさせていただきます。

普通会計の決算であります。百万円単位で申し上げたいと思います。単純に歳入から歳出を差し引いた形式収支は、1億3200万円の黒字、翌年度への繰越財源を控除した実質収支も4600万円の黒字であります。その中には、前年度からの繰越金も含まれておりますので、それを控除した単年度収支は、5700万円の赤字であります。

さらに財政調整基金への積立、取り崩し、地方債の繰り上げ償還を加減した実質単年度収支も4600万円の赤字決算であります。

平成26年度は、財政調整基金から1億円を取り崩して、実質収支の黒字を維持している状況で、本市の財政は、厳しい状況にあると言わざるを得ません。

先程、市長も申し上げましたが、経常収支比率でございますが、今年度は95.8%で、昨年度に比べ2.3%悪化しております。この傾向は5年続いております。

経常収支比率は、御承知のように、財政構造の弾力性を示す指標で、人件費、扶助費、公債費など、削ることが容易でない義務的経費に、税、交付税などの一般財源が、どの程

度費やされたかを求めた数値でございます。低ければ低いほど財政に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示すものであります。

この経常収支比率の悪化の傾向は、他市においても言える状況とは思いますが、本市の財政は、かなり硬直化が進んでいると言えます。

人間の血管で言えば、動脈硬化の症状だと思います。早めの治療が必要ではないかと考えております。

次に、公営企業会計でございますが、本市には上水、下水、それから農業集落排水、それに工業用配水の4つの事業がございます。公共的役割、責任において、一般会計が負担しなければならない経費も当然ございますが、工水を除き一般会計から総額3億6000万円と多額な補助金を支出しており、市の財政を大きく圧迫しております

市民生活には欠くことのできない、これらのサービスを継続していくためには、損益の状況も十分把握し、それに対応する方策を講じなければならないことは、利潤を追求しない公営企業とはいえ、民間企業と同様に大変重要なことと考えております。

市長はじめ関係部署の皆様方の日々の財政運営に対する努力は、十分理解できるところでありますが、なお一層の財政の健全化を推進し、持続可能な行財政基盤の確立に、引き続き努められますようお願いするものであります。

以上、簡単ですが、決算審査報告とさせていただきます。

#### ○議長 磯永優二君

以上で、監査委員の報告を終わります。

本日の日程は、全て終了いたしました。

一般質問は、9月9日から11日までの3日間を予定しております。

なお、議案に対する質疑は、一般質問後におこないます。一般質問並びに議案に対する質疑のある方は、本日午後5時までに発言通告書の提出をお願いいたします。

発言の順序は、通告書提出の順序といたしますが、議事運営上、変更することもありますので、御了承ください。

それでは、本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさんでした。

散会 10時28分